

「航空法施行規則の一部を改正する省令案」に対する主なご意見の概要と  
それに対する国土交通省の考え方について

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>捜索救難が迅速に行えるなどの目的を考慮すると、今回の改正には賛成できる。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>
<p>航空機用救命無線機を装備するために要する費用が大きいことから、装備の義務付けは、改正後に耐空証明を取得する航空機などに限るべきである。</p>	<p>航空機が遭難した際に、より速やかに捜索及び救難を行う観点から、耐空証明の取得時期にかかわらず、航空機用救命無線機を装備することとします。 なお、本改正前に初回の耐空証明を取得した航空機については、3年間（客席数が19を超える航空運送事業用飛行機については、1年間）の経過措置を設けます。</p>
<p>我が国においては、ほぼ全ての飛行について飛行計画を提出しており、陸地での遭難においては航空機用救命無線機を装備する効果が小さいため、装備の義務付けは必要ない。</p>	<p>陸地上を飛行する場合であっても、航空機が遭難した際に、より速やかに捜索及び救難を行う観点から、航空機用救命無線機を装備することとします。</p>
<p>改正時に一時的に耐空証明が失効している機体についても猶予期間の対象としてほしい。</p>	<p>改正時に一時的に耐空証明が失効している機体についても猶予期間の対象となります。「施行日前に、最初の耐空証明等がなされたもの」という表現に致します。</p>
<p>航空法施行規則第150条第4項の「告示で指定する航空機」「告示で定める空域」を明確にして欲しい。</p>	<p>航空法施行規則第150条4項にて規定していた捜索救難が困難な区域を飛行する航空機に対する航空機用救命無線機の装備義務については、今回の改正に合わせ廃止します。</p>